

2023年4月28日

従業員 各位

株式会社高松メッキ
管理部

【通達】 当社の感染防止策(ガイドライン)の見直しについて

報道でご存知の通り、2023年5月8日(月)以降、新型コロナウイルス感染症の感染症上の位置づけが、2類感染症相当から「5類感染症」へ変更されます。

当社は、厚生労働省並びに富山県ガイドラインに基づいた感染防止策を講じております。その方針に準拠した感染防止策の見直しを行いましたので、通達します。

記

【陽性時の当社の取扱い】

項目	内容
自身が陽性者	・発症日を0日として発症後5日経過後、かつ解熱および症状軽快後24時間を経過するまで、外出を控えることを推奨する。

【個人（来訪者含む）】

項目	内容
各々の感染防止策	・マスクの着用は、個人の判断に委ねる。 ・手洗いうがい／消毒／換気を励行する。

【組織】

項目	内容
消毒液の取扱い	・消毒液の設置は、従前通りとする。
パーテーション	・使用判断は、各部署の一任とする。

【その他】

項目	内容
体調の異変時	・富山県ガイドラインに従い、自宅待機や医療機関の受診を行う。
報告連絡相談	・自身の状態変化の都度、上長へ報告して状況を共有する。

★当ガイドラインの適用開始日：2023年5月8日(月)

～参考添付～

- ①【感染症法上の位置づけ変更後の療養について】(令和5年4月14日)
- ②【県民のみなさまへのお知らせ】(令和5年5月8日～)
新型コロナウイルス感染症 5類移行後の対応

以上